

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を<u>含む。</u>）<u>及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）</u>第56条第1項の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を<u>含む。</u>）の規定による市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。